

## 議第 85 号 呉市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 改正の趣旨

訪問介護事業所における多様な人材の確保等を目的とした介護保険制度の見直しにより，訪問介護を提供する者の資格要件を拡大するため，介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」といいます。）及び指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号。以下「国の基準」といいます。）が一部改正されたことに伴い，所要の規定の整備等をするものです。

### 2 国の基準の一部改正の主な内容

施行規則に訪問介護のうち生活援助を中心としたサービスを提供する事業者の従業者である訪問介護員等の資格について，生活援助従事者研修課程修了の要件が加えられましたが，地域密着型サービスのうち，定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護については，訪問介護員等の資格要件をこれまでと同様に取り扱うため，生活援助従事者研修課程を修了した者は，サービスを提供する者に含まないこととされました。

#### 【用語解説】

地域密着型サービス	高齢者が要介護状態となっても，できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう，原則として日常生活圏域内でサービスの利用及び提供が完結する介護保険サービスです。利用者は原則として市町村の被保険者に限定されます。
訪問介護	介護福祉士や国が定める研修課程修了者である訪問介護員（ホームヘルパー）が，利用者の居宅を訪問して生活全般にわたる援助を行うサービスです。入浴，排せつ，食事等の利用者の身体に直接接触して行う「身体介護」と，調理，洗濯，掃除等の利用者の身体に直接接触せず行う「生活援助」に区分されます。なお，このたびの資格要件の拡大により，従来の介護職員初任者研修よりも研修時間の短い生活援助従事者研修を修了した者も，生活援助中心のサービスが行えるようになりました。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	地域密着型サービスの一つで，要介護状態となった場合においても，利用者が可能な限り居宅において自立した生活を営むことができるように，日中・夜間を通じて，介護福祉士又は介護職員初任者研修課程修了者である訪問介護員が，定期的な巡回又は随時通報により利用者の居宅を訪問し，入浴，排せつ，食事等を主とした身体介護を行うとともに，看護師等による必要な看護，日常生活上の緊急時の対応その他の安心して生活することができるようにするための援助を行うサービスです。

夜間対応型訪問介護	地域密着型サービスの一つで、要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限り居宅において自立した生活を営むことができるように、夜間において、介護福祉士又は介護職員初任者研修課程修了者である訪問介護員が、定期的な巡回又は随時通報により利用者の居宅を訪問し、排せつ等を主とした身体介護、日常生活上の緊急時の対応その他の夜間において安心して生活することができるようにするための援助を行うサービスです。
-----------	---

### 3 市の考え方

改正された国の基準は参酌すべき基準ですが、本市の実情に国が定める基準と異なる基準とすべき事情や特性がないため、国の基準を呉市の基準とすることとします。

#### 【参考】

##### ・参酌すべき基準

地方公共団体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

### 4 施行期日

公布の日